

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 16 日

一般社団法人 日本周産期・新生児医学会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

周産期医療施設整備事業（産科区域施設整備）の実施について（情報提供）

平素より、厚生労働行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

分娩を取り扱う医療機関は、母子の心身の安定・安全の確保等を図る観点から、産科区域の特定などの対応を講ずることが望ましいなか、当該施設の実情を踏まえた適切な対応を推進することとされていることから、令和 7 年度予算において、産科区域の特定に係る施設の改修を行う際のゾーニングによる施設整備費を補助することとしました。

本日、地方自治体宛に別紙のとおり「周産期医療対策事業等実施要綱の一部改正について」（令和 7 年 6 月 6 日付医政発 0606 第 3 号厚生労働省医政局長通知）を発出しましたので、情報提供いたします。

貴団体におかれましては、内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。